

令和8年9月3日招集

令和8年第7回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第16号 専決処分について〔琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について〕

報告第17号 専決処分について〔琴浦町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について〕

報告第18号 令和7年度琴浦町一般会計継続費精算報告について

報告第19号 令和7年度琴浦町水道事業会計継続費精算報告について

報告第20号 健全化判断比率について

報告第21号 資金不足比率について

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に
ついて

令和 8 年 8 月 1 7 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年琴浦町条例第21号

琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年琴浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略	(損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月24日から施行する。

報告第17号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 琴浦町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

令和 8 年 8 月 2 4 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年琴浦町条例第22号

琴浦町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

琴浦町認可地縁団体印鑑条例(平成18年琴浦町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第18条の3第1項第7号</u> に規定する代理人を置いている認可地縁団体の当該代理人は、第4条の規定による申請を代表者等に代わって、第8条第1項及び第2項の規定による届出並びに第10条第1項の規定による申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	(代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第19条第1項第1号</u> トに規定する代理人を置いている認可地縁団体の当該代理人は、第4条の規定による申請を代表者等に代わって、第8条第1項及び第2項の規定による届出並びに第10条第1項の規定による申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

報告第 18 号

令和 7 年度琴浦町一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 145 条第 2 項の規定により、令和 7 年度琴浦町一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年度 琴浦町一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	全体計画				実績				比較				(単位:円)			
			年度	年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と 支出済額の差	左の財源内訳					
					特定財源		一般 財源		特定財源		一般 財源		特定財源			一般 財源		
					国県 支出金	地方債			その他	国県 支出金			地方債	その他			国県 支出金	地方債
9. 教育費	5. 保健 体育費	東伯総合公園 改修事業	6	162,160,000	0	129,800,000	31,000,000	1,360,000	161,800,100	0	129,800,000	31,000,000	1,000,100	△ 359,900	0	0	△ 359,900	
			7	345,810,000	0	262,400,000	83,400,000	10,000	304,553,700	0	220,400,000	83,400,000	753,700	△ 41,256,300	0	△ 42,000,000	0	743,700
			計	507,970,000	0	392,200,000	114,400,000	1,370,000	466,353,800	0	350,200,000	114,400,000	1,753,800	△ 41,616,200	0	△ 42,000,000	0	383,800

報告第 19 号

令和 7 年度琴浦町水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、令和 7 年度琴浦町水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年度 琴浦町水道事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績			比 較					
			年度	年割額	左の財源内訳		支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と支払 義務発生額の差	左の財源内訳			
					国庫補助金	企業債		損益勘定 留保資金等	国庫補助金	企業債		損益勘定 留保資金等			
1 資本 的支出	1 建設 改良費	竹内配水池建 設工事	6	110,000,000	1,000,000	77,500,000	31,500,000	110,000,000	750,000	83,700,000	25,550,000	0	△ 250,000	6,200,000	△ 5,950,000
			7	213,840,000	0	213,800,000	40,000	213,840,000	0	213,800,000	40,000	0	0	0	0
	竹内配水池建 設工事施工管 理業務	6	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	0	△ 1,000,000	0	0	△ 1,000,000
		7	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	0	△ 1,000,000	0	0	△ 1,000,000

報告第20号

健全化判断比率について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 ー%

實質公債費比率 11.4%

将来負担比率 31.1%

報告第 2 1 号

資金不足比率について

令和 7 年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

(公営企業会計名)	(資金不足比率)
水道事業会計	－ %
下水道事業会計	－ %
船上山発電所管理特別会計	－ %